

「国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について」
 (国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定)新旧対照表(案)

(下線部分は修正箇所)

改正案	現行
<p>国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議の開催について</p>	<p>国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について</p>
<p>1 国際的に脅威となる感染症対策について、先進諸国との連携や、開発途上国への国際協力等を通じた国際社会への貢献に向け、国内対策との連携を図りながら政府一体となって対応するため、国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。</p>	<p>1 国際的に脅威となる感染症対策の効果的かつ総合的な推進について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。</p>
<p>2 連絡会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。</p>	<p>2 推進チームの構成は次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。</p>
<p>議長 <u>内閣官房副長官補（内政担当）</u></p>	<p>チーム長 <u>内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学イノベーション政策担当）</u></p>
<p>副議長 <u>内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼厚生労働省医務技監</u></p>	<p>副チーム長 <u>内閣危機管理監</u></p>
<p>構成員 （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補<u>（内政担当）</u>付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補<u>（外政担当）</u>付）</p>	<p>構成員 <u>内閣官房副長官補（内政担当）</u> <u>内閣官房副長官補（外政担当）</u> <u>内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）</u> <u>内閣官房内閣審議官（国際感染症対策室長）</u> <u>内閣官房内閣審議官（内閣広報室）</u> 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） （新設）</p>

<p>(削る)</p> <p>内閣官房内閣審議官 (危機管理審議官)</p> <p>内閣官房内閣審議官 (健康・医療戦略室次長) <u>兼内閣府健康・医療戦略推進事務局長</u></p> <p>(削る)</p> <p>内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長 消防庁次長 出入国在留管理庁次長 外務省<u>地球規模課題審議官</u> 外務省<u>国際協力局審議官</u> 外務省領事局長 財務省国際局長 文部科学省研究振興局長 厚生労働省大臣官房総括審議官 (国際担当) 厚生労働省大臣官房<u>危機管理・医療技術総括審議官</u></p> <p>厚生労働省健康局長 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 農林水産省<u>消費・安全局長</u></p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官</p> <p>(削る)</p> <p>環境省大臣官房<u>サイバーセキュリティ・情報化審議官</u></p> <p>防衛省大臣官房衛生監</p> <p>(削る)</p>	<p><u>内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付) 兼 厚生労働省医務技監</u> 内閣官房内閣審議官 (危機管理審議官)</p> <p>内閣官房内閣審議官 (健康・医療戦略室次長)</p> <p><u>内閣官房内閣審議官 (東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局)</u></p> <p>内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長 消防庁次長 出入国在留管理庁次長 外務省<u>国際協力局審議官</u> 外務省<u>地球規模課題審議官</u> 外務省領事局長 財務省国際局長 文部科学省研究振興局長 厚生労働省大臣官房総括審議官 (国際担当) 厚生労働省大臣官房審議官 (<u>危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当</u>)</p> <p>厚生労働省健康局長 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 農林水産省大臣官房<u>危機管理・政策立案総括審議官</u></p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 <u>海上保安庁海上保安監</u> 環境省<u>環境再生・資源循環局長</u></p> <p>防衛省大臣官房衛生監 <u>防衛省統合幕僚監部総括官</u></p>
---	--

<p>(削る)</p> <p><u>3</u> <u>連絡会議</u>の庶務は、外務省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</p> <p><u>4</u> 前各項に定めるもののほか、<u>連絡会議</u>の運営に関する事項その他必要な事項は<u>議長</u>が定める。</p>	<p><u>3</u> <u>推進チームの下に、サブチームを置くことができる。サブチームの構成員は、関係省庁の課長相当職の官職にある者によって構成する。</u></p> <p><u>4</u> <u>推進チーム及びサブチーム</u>の庶務は、外務省及び厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。</p> <p><u>5</u> 前各項に定めるもののほか、<u>推進チーム及びサブチーム</u>の運営に関する事項その他必要な事項は<u>チーム長</u>が定める。</p>
---	---